

水俣病対策にかかるその他参考資料

公害健康被害補償法に基づく水俣病の判断条件

環境庁は「水俣病認定検討会」を発足(昭和50年)。水俣病の専門家17名が参画し、公害健康被害補償法に基づく水俣病の判断条件について、医学的に検討。(会長: 椿忠雄 新潟大学医学部教授)

後天性水俣病の判断条件について

環境業第262号 昭和52年7月1日 環境庁企画調整局環境保健部長

水俣病の症候は非特異的であり、高度な学識と豊富な経験に基づき総合的に検討することが必要。ただし、曝露歴及び症候の組合せがある場合は、通常、水俣病と考える。

魚介類に蓄積されたメチル水銀の曝露歴

+

- ① 感覚障害 + 運動失調
- ② 感覚障害 + 運動失調の疑い + 平衡機能障害
又は求心性視野狭窄
- ③ 感覚障害 + 求心性視野狭窄 + 中枢性障害
(眼科又は耳鼻科)
- ④ 感覚障害 + 運動失調の疑い + その他の症候の組合せ

水俣病に関する医学的知見

- ・ 判断条件は医学的知見を基に取りまとめられたものであり、これに変更が必要となるような新たな知見は示されていない。
- ・ ばく露後発症までの期間は、メチル水銀では通常1ヵ月前後、長くとも1年程度までであると考えられている。
- ・ 水俣湾周辺地域では遅くとも昭和44年以降、阿賀野川流域においては昭和41年以降、水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっていると認められる。

今後の対策の方向

①健康管理事業

- ・ メチル水銀のばく露を受けた可能性がある住民に健康管理を行うことにより、健康上の不安の解消を図る。
- ・ 具体的には、検診や保健指導、相談窓口の設置等を行う。

②医療事業

- ・ 水俣病とは認定されないが四肢末端の感覚障害を有する者の医療を確保することにより、原因解明及び健康管理を行い、もって地域における健康上の問題の軽減、解消を図る。
- ・ 具体的には、療養費（医療費の自己負担分）及び療養手当の支給を行う。

総合検討通知（平成26年3月7日）

平成26年3月7日付けで、環境省環境保健部長通知として、熊本県・鹿児島・新潟県の知事及び新潟市長に通知。

1. 総合的検討の趣旨及び必要性

- 水俣病の認定は昭和52年判断条件を認定基準として審査が行われてきた。
- 平成25年4月16日に、水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判決が下された。
- 本通知は、最高裁判決を尊重して認定審査を行うために、症候の組合せが認められない場合に、どのように総合的検討を行うかを、具体化したもの。

2. 総合的検討の内容

個々の申請者の状況に応じて、以下の項目について検討する。

- 申請者の有機水銀に対するばく露の確認
 - 汚染当時の体内の有機水銀値 ※把握できる場合のみ
 - 居住歴（申請者の居住地域の水俣病の発生状況）
 - 家族歴（家族等の水俣病の認定状況）
 - 職業歴（漁業等への従事歴）
 - ※昭和44年以降（阿賀野川流域は昭和41年以降）水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっていると認められることに留意。

総合検討通知（平成26年3月7日）

- 申請者の症状の確認
 - 水俣病の症状としての特徴を備えているかどうか

 - ばく露と症状の間の因果関係の判断
 - 単一症状など症状の側面からの蓋然性が低い場合には、ばく露が相当程度濃厚で、確かであるか等を確認する。

 - ばく露時期と発症時期の関係
 - ・ メチル水銀では通常1か月程度、長くとも1年程度までと考えられている。
 - ・ 数年を超えない範囲で更に長期間を要した臨床例が報告されていることにも留意する。

 - 他の原因との比較
3. 総合的検討に当たっての資料確認のあり方
- 総合的検討の各事項は、できる限り客観的資料により裏付けされる必要がある。
4. 留意事項
- 過去に行った処分について再度審査する必要はない。

健康管理事業

水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対して、健康診査等を実施し、地域における健康上の問題の軽減・解消を図る。

	地域健康管理事業	健康不安者フォローアップ 健診事業	健康不安者に対する健診事業
対象	熊本・鹿児島は昭和43年12月31日以前に、新潟は昭和40年12月31日以前に対象地域に居住し、現在も対象地域に居住	熊本・鹿児島は昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾またはその周辺水域魚介類を食べたことにより、新潟は昭和46年12月31日以前に1年以上阿賀野川流域の魚介類を食べたことにより、健康不安を訴える方のうち ○水俣病特措法非該当者 ○平成22年5月1日現在公健法の申請中の者で平成24年7月末以降棄却された者 ○ノーモアミナマタ国賠等請求訴訟における和解の基本合意の一時金・療養費非該当者	熊本・鹿児島は昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾またはその周辺水域魚介類を食べたことにより、新潟は昭和46年12月31日以前に1年以上阿賀野川流域の魚介類を食べたことにより、健康不安を訴える者のうち ○水俣病特措法の申請を行わなかった者
事業内容	○健康診査 ○健康診査後の指導 ○健康教室 ○訪問保健指導 ○メンタルヘルス・ケア ○地域健康管理従事者研修	○健康診査 ○健康診査後の指導	○健康診査 ○健康診査後の指導
実績	3,727人(R4実績)	296人(R4実績)	25人(R4実績)

水俣病被害者特措法に基づく地域づくり

水俣病被害者特措法において、地域住民の健康の増進や健康不安の解消、地域社会の絆の修復、地域の振興等を図るための事業を実施することとされている。

●地域社会の絆の修復

慰霊式等の行事による「もやい直し」

(※地域社会の絆を修復していくという意味)

資料館による情報発信 等

水俣病犠牲者慰霊式（例年5月1日）



●医療・福祉施策の充実

胎児性患者等の地域生活支援（デイサービス、在宅支援）
離島等における介護予防事業 等



●地域の環境資源を活用した産業基盤の強化、 環境まちづくりを通じた地域振興

水俣環境アカデミアの開学、コミュニティバスの整備、
湯の鶴温泉保健センター整備、水俣駅舎リニューアル等



